



うちなー健康経営宣言

令和 3 年 4 月 1 日 第 211 号
令和 年 月 日 登録
更新

代表者メッセージ

社員が幸せで活力ある企業であり続けるためには社員の健康が大事であると捉えています。

そのため社員の健康管理として健診の受診、健診後の保健指導、2次健診の確実な実施について積極的に取り組みます。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員に対して健康意識を向上させる取組を行う。
5. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
6. 感染症予防に取り組む。
7. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。